

令和7年度山形県障がいのある人もない人も 共に生きる社会づくり県民会議

日 時 令和7年8月19日（火） 13:30
場 所 県庁 2階講堂

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 県民会議について （資料1）

4 協 議

（1）報 告

① 手話に関する施策の推進に関する法律の施行について
(資料2)

② 共生する社会の実現に向けた施策の取組み状況等について
(資料3・4)

（2）各団体の取組みについて

① 山形大学 (資料5)

② 山形県障がい者スポーツ協会 (資料6)

③ 山形県共同受注センター (資料7)

（3）意見交換

5 その他

6 閉 会

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく共に生きる社会を実現するため、差別を解消する取組みを効果的かつ円滑に行い、共生する社会の実現に向けた施策を推進するため、山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がいを理由とする差別を解消する取組みの効果的かつ円滑な推進に関すること。
- (2) 共生する社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、山形県、各市町村及び別記の団体等（以下「各団体」という。）により構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は山形県知事を、副会長には山形県健康福祉部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 県民会議は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(会議)

第4条 県民会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 県民会議の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

県民会議構成団体

(順不同) 計 79 団体

	分野	団体
1	福祉	山形県社会福祉協議会
2		山形県身体障害者福祉協会
3		山形県知的障害者福祉協会
4		山形県精神障がい者団体連合会
5		山形県視覚障害者福祉協会
6		山形県聴覚障害者協会
7		山形県手をつなぐ育成会
8		山形市・県肢体不自由児者父母の会
9		(9) きょうされん山形支部
10	医療	山形県医師会
11		(2) 山形県歯科医師会
12	介護	山形県老人福祉施設協議会
13		(2) 山形県老人保健施設協会
14	教育	山形県高等学校長会
15		山形県中学校長会
16		山形県連合小学校長会
17		山形県私立学校総連合会
18		山形県特別支援学校長会
19		山形大学
20		東北公益文科大学
21		東北文教大学
22		山形県立米沢栄養大学・山形県立米沢女子短期大学
23		(10) 山形県立保健医療大学
24	農林業	山形県農業協同組合中央会
25		(2) 山形県森林組合連合会
26	商工	山形県銀行協会
27		山形県経営者協会
28		山形県商工会議所連合会
29		山形県商工会連合会
30		山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
31		山形県料理飲食業生活衛生同業組合
32		山形県観光物産協会
33		山形県建築土会
34		(9) 山形県宅地建物取引業協会
35	公共交通	山形県バス協会
36		山形県ハイヤー協会
37		(3) JR東日本東北本部山形支店
38	芸術	東北芸術工科大学
39		(2) 山形県芸術文化協会
40	スポーツ	山形県スポーツ協会
41		山形県障がい者スポーツ協会
42	行政	山形労働局
43		山形地方法務局
44		各市町村(35市町村)
45		(38) 山形県

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議について

1 目的

障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく共に生きる社会の実現に向け、県、市町村、国の関係機関、各分野の団体が参画し、一体となって、県民総参加で差別を解消する取組みを効果的かつ円滑に推進するため。

2 設置

平成 28 年 5 月 13 日（第 1 回県民会議を開催）

3 根拠法令

- 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（以下「差別解消条例」という。）第 18 条に定める「共生する社会の実現に向けた推進体制」として設置。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての位置付けも兼ねる。

（参考）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
第 17 条第 1 項 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育
その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関
係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る
事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的
かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地
域協議会を組織することができる。

（参考）

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例
(平成 28 年 3 月県条例第 25 号)
(共生する社会の実現に向けた推進体制の整備)
第 18 条 県は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的
かつ円滑に行うため、及び共生する社会の実現に向けた施策を推進する
ための体制を整備するものとする。

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）

令和7年6月25日に公布・施行されました。

資料2

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

- ①手話の取得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようする。
- ②手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようする。
- ③すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めようする。

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する。

基本的施策（6条～18条）

①手話を必要とする子どもの手話の習得の支援（6条）	⑦手話文化の保存・継承・発展（12条）
②学校における手話による教育等（7条）	⑧国民の理解と関心の増進（13条）
③大学等における配慮（8条）	⑨手話の日（9月23日）の制定（14条）
④職場における環境の整備（9条）	⑩人材の確保等（15条）
⑤地域における生活環境の整備等（10条）	⑪調査研究の推進等（16条）
⑥その他の手話の習得の支援（11条）	⑫国際交流の推進（17条）
	⑬手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画（障害者基本法に基づき策定）への反映（4条）
●手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置を講ずる。（5条）
●施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える。（附則2項）

障がいのある人もない人も共生する社会づくりの推進について

概要

○平成28年に制定した「山形県障がいのある人もない人もともに生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、障がい者の社会参加を支援し、障がいのある人もない人も共にいきいきと生活できる共生社会の実現を図るための施策を実施する。

「啓発及び知識の普及」

現状と課題

- 差別解消に向けた更なる周知が必要（差別解消法 及び 差別解消条例の啓発及び知識の普及、配慮の促進）
- 手話の普及及び手話を通して聴覚障がい者への理解の促進が必要（意思疎通手段の確保）
- 文化芸術活動、スポーツ等への参加機会の確保と県民の理解が必要（社会参加活動の推進）

「意思疎通手段の確保」

「社会参加の推進」

		■ 障がいなどに関する啓発及び知識の普及	■ 意思疎通手段の確保	■ 社会参加活動の推進
H28	282人	<p>【心のバリアフリー推進員養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・推進委員ステッカーの作成配布 ・活動事例集作成 <p>■配慮の促進</p>	<p>【各種広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP各種広報媒体を活用した広報 ・ターゲット(小学生)を絞った周知啓発 ・「差別解消強化月間」の設定 ・心の輪を広げる障がい者理解促進事業 <p>ヘルプマーク導入</p> <p>+ 企業の協賛 一般の理解</p> <p>ヘルプマークパートナーシップ企業連携</p> <p>配布数 13,046個 認定企業数 120企業 (R7.6.30時点)</p>	<p>【手話等の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例の制定 ・手話動画のHP掲載 ・周知啓発パンフレット作成配布 ・出前手話研修会の開催 
H29	516人 (累計 798人)			
H30	681人 (累計 1,479人)			
R元	448人 (累計 1,927人)			
R2	239人 (累計 2,166人)			
R3	249人 (累計 2,415人)			
R4	297人 (累計 2,712人)			
R5	242人 (累計 2,954人)			
R6	237人 (累計 3,191人)			
R7		<p>○心のバリアフリー推進員の養成研修 全体研修 / 出前講習</p> <p>○心のバリアフリー推進員ステップアップ研修 心のバリアフリー推進員が行う具体的な取組みを支援するためステップアップ研修を実施 全体研修 / 出前講習</p>	<p>○県民への周知 一般・児童向けパンフレット作成配布</p> <p>○障がい者差別解消強化月間(12月)の設定 市町村・関係福祉団体と連携した差別解消に向けたイベント広報</p>	<p>○手話普及・啓発 県HP掲載、手話ハンドブックの作成・配布</p> <p>○出前手話研修会の開催 県民、自治体、児童向け</p> <p>○スポーツ ○スポーツ出前教室の開催 ○スポーツボランティアの確保・育成</p> <p>○文化芸術 ○公募展・展覧会の開催 ○支援人材の育成</p>

事業所を主な対象とした普及啓発

一般県民を対象とした普及啓発

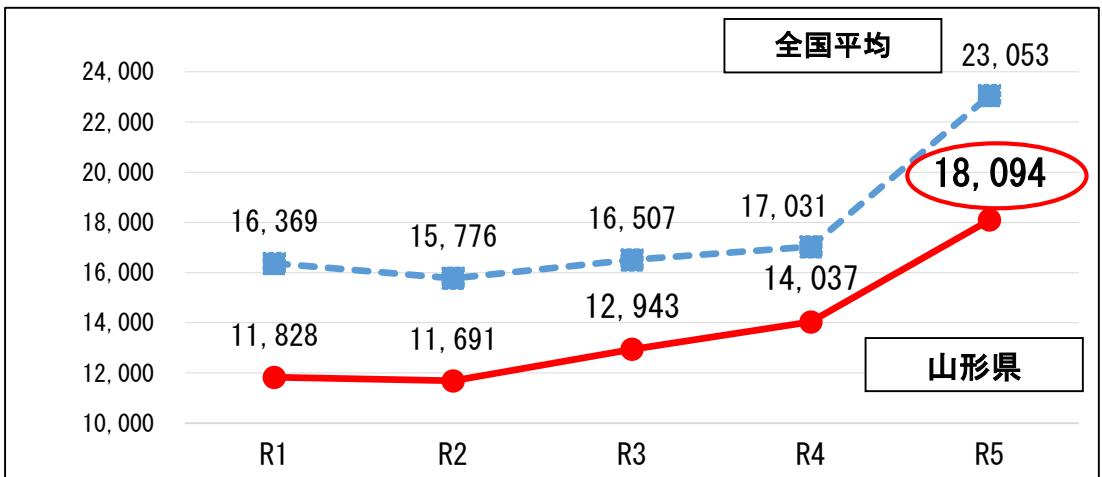
障がい者の社会参加促進

障がいのある人も生きる社会の実現

工賃向上に向けた取組みについて

障がい者就労継続支援B型事業所の活動に対する企業の理解と協力を得ながら、事業所の受注機会の確保・拡大や事業所製品の開発・改良等に対する支援などにより、事業所の売上げを伸ばして利用者の工賃向上を実現する。

【平均工賃月額の推移（過去5か年度）】 (単位:円)



第五期山形県工賃向上計画(令和6~8年度)

平均工賃月額の目標(令和7年2月改定)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
19,700円	21,500円	23,400円以上

「工賃」… 作業や製品販売により得られた収入総額から必要経費を除いた金額で利用者に支払われるもの

事業所の売上げ増による工賃向上

令和7年度の主な取組み

1 共同受注センターによる取引の斡旋・紹介

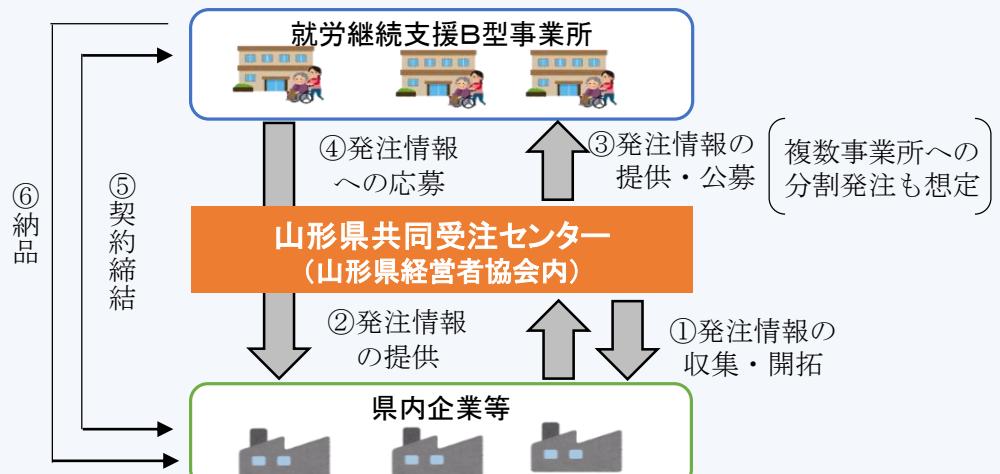
○県内企業等から発注情報を収集して取引の斡旋・紹介等を行い、事業所の受注機会の確保と売上の向上を図る。

委託先：一般社団法人山形県経営者協会

所在地：山形市香澄町3-2-1 山形県経営者協会内

主な業務：
①コーディネーター(2名)による企業等の情報収集
②事業所と企業等の受発注のマッチング

【受発注のマッチングの流れ】



2 「ふれあいパートナーシップ企業」の募集

○事業所との取引や売上増等に積極的に協力いただける企業を募集し、事業所と企業の多様な連携・協力を促進

3 障害者就労事業所の工賃向上に向けたスキルアップ

○マッチング事例を紹介するセミナーや事業所を対象とした個別相談会の開催

4 障がい者就労事業所製品の販売促進

○やまぎん県民ホール前広場等における事業所製品の販売会の開催

5 農福連携の推進

○農業と福祉の連携のもと、農業分野における障がい者の就労支援を促進

6 工賃向上コーディネーターによる実行支援

○経営の専門家である工賃向上コーディネーターによる事業所支援
(工賃向上計画の実行に向けた助言指導、計画内容見直しなど)

7 障がい者就労事業所製品開発・改良支援事業費補助金

○事業所での製品開発・改良に必要となる機械・設備等の整備に対する補助
(新製品の開発や生産方法の改善、販路拡大など:補助率1/2)